

酒々井町農業委員会 11月総会会議録

平成28年11月24日(木)

役場西庁舎2階第2・3会議室

午後2時57分から午後4時48分まで

- 局長 定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、始めさせて頂きたいと思
います。本日は足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは、会長お願いいたします。
- 会長 総会への出席、ご苦勞様です。皆様におかれましては、2日間にわたりふ
るさとまつりに出席頂きまして有難うございました。初日は雨で、猪口議
員、白須賀議員、浦安市長、酒田市長、板橋区の方が出席し、挨拶して頂
きましたが、聞いている人がおらず、寂しい初日でした。2日目は天気
に恵まれ、飯沼本家による新酒祭が同時に開催され、そちらにも出席させて
頂きました。好天で、ふるさとまつり、新酒祭の両方とも好評でした。皆
様につきましてはご協力頂きましてありがとうございます。それでは、
ただいまから平成28年11月の農業委員会総会を開会いたします。なお、
本日の総会は、議案3件、専決処理報告2件、その他1件ですので、よろ
しく申し上げます。
- 局長 議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13
名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名
委員に、4番秋山貴委員、6番齊藤孝壹委員を指名します。また、書記に
事務局の高橋主任主事を任命します。
- 議長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、初めに
整理番号1について、事務局より説明願います。
- 局長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明さ
せていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、成田市在
住者、借受者も、同じく成田市在住者です。設定場所は、印旛沼新田の農
地2筆で、地目は田、面積は合計で6,005㎡、利用計画は田です。賃借料
は、1等米540kgで10a当たり米約90kg、設定期間は、10年の新規です。
借受者は、酒々井町内で田、2,959㎡を適正に耕作しているほか、成田市
在住ということで、成田市農業委員会から農業経営状況証明書が発行され
ており、田、60,863㎡、畑、8,058㎡を適正に耕作されていることを確認

しております。なお、この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は竹尾委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹尾委員 直接は伺っていませんが、貸付者はこの前まで耕作していましたが、高齢で出来なくなり、貸し付けることになったと思います。借受者は、酒々井町の田んぼについて、利用集積で耕作しているみたいですが、〇〇歳と若い方で、十分に耕作をやってくれると思いますので問題ないと考えます。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は、馬橋在住者、借受者も、同じく馬橋に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地4筆で、地目は田、面積は合計で4,080㎡、利用計画は田です。賃借料は、38,800円で10a当たり約9,509円、設定期間は、10年の新規です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。今回は、平成27年3月1日から10年間、法人の代表者と利用権の設定をしておりましたが、平成28年11月1日付けで合意解約し、改めて今回の借受者と利用権を設定することで、法人名での借り替

えを行うものです。なお、合意解約分につきましては、後程、専決処理報告させていただく予定となっております。位置につきましては、4 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は高崎委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

高崎委員 私は分からないので内田委員をお願いします。

内田委員 事務局の説明があつたとおり、個人名から法人名への借り替えということで、専門の従業員もおりますので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。譲受人は、成田市在住者、譲渡人は、富里市在住者です。申請地は、篠山新田の農地で、地目は畑、面積は992㎡です。申請理由ですが、譲受人は営農規模の拡大、譲渡人は農業経営を縮小したいとのことです。作付作目は、麦で、権利の種類等は、売買による所有権移転です。譲受人は酒々井町内で畑、19,858㎡を適正に耕作しているほか、成田市在住ということで、成田市農業委員会から農業経営状況証明書が発行されており、田、2,693㎡、畑、20,338㎡を適正に耕作されていることを確認しております。位置につきましては、6 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田委員 譲受人の方はかなり広く農業を経営しており、この譲り受ける場所の続きもこちらの方が持っています。現地を見に行ってきましたが、荒れていたところも綺麗にされていて、麦を作るといことですのですけれども問題はないと思います。

議 長 地区担当委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、今回の農地法3条申請は、申請人が町外者ということで、申請代理人を呼んでおりますので、入室させてください。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねてお願いします。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 今回、申請代理人ということで参りました〇〇〇〇と申します。私は不動産会社の者で、譲渡人の〇〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんとの所有権移転になりますので、取引の仲介をさせて頂いております。〇さんからこの土地を譲り受けたいという依頼を頂きまして、〇〇〇〇さんの方に交渉させて頂いております。篠山新田〇〇番〇〇の周辺地域も〇〇〇〇さんが既に所有している土地ですので、申請地を取得することで、周辺一体の利用を図れるということで、今回申請させて頂きました。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これか

ら質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人退室>

議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条許可申請について、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。

議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第3号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。この申請は、先月、切土・盛土に関し、文化財保護法関係で保留になった案件で、切土は行わず若干の盛土を行う計画に変更してきたものです。譲受人は、富津市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地14筆で、地目は畑、面積は合計で14,751㎡です。申請理由は太陽光発電所で、権利の種類等は地上権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。9ページ、10ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成28年12月20日着工、平成29年3月31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、町経済環境課へ残土条例の申請書が提出されているほか、東京電力の許認可書及び経済産業省の認定書が添付されています。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思わ

れます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 私が伺ったところでは、相手は分かりませんが何年も前から太陽光施設として使いたいという話があり、息子さんも勤めていて畑もできず何年も耕すだけの状態で、父も亡くなっている畑を耕作できないということです。仕方がないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第3号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。譲受人は、東京都墨田区在住者、譲渡人は、上岩橋在住者です。申請地は、伊籾の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,191㎡です。申請理由は太陽光発電所で、権利の種類等は所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。19ページ、20ページ的位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書及び融資見込証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、許可後1ヶ月以内に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、東京電力の許認可書及び経済産業省の認定書が添付されています。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われれます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、宮田委員でよろしいで

すか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田委員 この場所、隣接地ともに畑が耕作されておらず、下草の生えている状態が何年も続いています。譲渡人の方には会いませんでしたが、隣接農地所有者で説明を受けた方に伺ったところ、問題ないとのことでした。現在、全く耕作されていないところなので仕方がないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号1について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 ○○○○事務所の○○○です。よろしくお願いします。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしくお願いします。

申請代理人 雪の中、現地確認ご苦労様です。それでは、事業の概要を説明させていただきます。まず、事業者の説明ですが、有限会社○○○○は富津市の会社で、

太陽光発電施設は、今回が大網白里市、富津市、酒々井町で3件目となります。土地所有者の〇〇さんは、親から相続で農地を取得しましたが、現在職人さんで、農業後継者がなく、維持管理が困難な状態ですので、土地の有効利用を図るべく計画しました。計画地は、〇〇〇〇の目の前、1.5haの畑で、現在は休耕地となっている場所です。計画地は、周辺に水路等の排水施設はなく、雨水は全て区域内で処理し、浸透させる計画です。造成計画については、埋蔵文化財の区域のため、切土は駄目ということで、搬入土により堤体を設置し、雨水を貯留させます。敷地全体の面積は、1.5haです。造成にあたっては、芝の種子吹付・植栽シート等を設置し、土砂の流出を防止します。パネルの設置部分及び駐車場通路は碎石敷きといたします。開発区域の周囲にフェンスを設置し、外部からの侵入を防ぎます。赤道部分については特に工事を行いませんが、工事完了後は境界を設けます。パネルは3,668枚で、1.15メガの施設という内容です。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

鈴木委員 地番で言いますと、〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番ですけども、傾斜地になっているため隣接地への土砂の流出が激しいのですが、どのように対処しますか。

申請代理人 隣接の〇〇さんとの境だと思います。

鈴木委員 〇〇さんではないですか。

申請代理人 〇〇〇〇番は区域内です。

鈴木委員 その隣に、今土嚢を設置しているところがありますよね。

申請代理人 はい。あそこに堤体を作り、水が隣接地に行かないようにします。

鈴木委員 今、何とおっしゃいましたか。

申請代理人 堤体、いわゆる土手です。

鈴木委員 高さはどのくらいですか。

申請代理人 1mです。

鈴木委員 土盛りに何か施しますか。

申請代理人 はい、芝の種子吹付等を行い、流出しないようにします。

鈴木委員 隣には来ないということですね。

申請代理人 はい。そういうことで隣接農地所有者にお話しさせていただきました。

鈴木委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 他にありませんか。

内田委員 14,751 m²の他にその他 280 m²とありますが、これは何ですか。

申請代理人 原野の部分で、農地と一緒に利用します。

内田委員 地番でいうとどこですか。

申請代理人 ○○○○番です。

内田委員 分かりました。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

＜申請代理人 退室＞

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 申請代理人の〇〇と申します。よろしく願います。こちらにおいて頂いた方は譲渡人の〇〇さんです。経緯としては、太陽光施設の敷設ということで、〇〇さんは今まで耕作していましたが、去年体調を崩して出来なくなってしまったのでこの話になりました。

議 長 申請書は提出されておりますが、事業計画の説明をお願いします。

申請代理人 申請人は〇〇さんという方で、都内にお住まいのサラリーマンです。今回工事請負の〇〇〇〇という会社が〇〇さんから依頼を受けて土地を探しました。事業計画としては、〇〇さんがこういった計画を考えていたところ、お住まいの墨田区から車で1時間位で現地に来られるということで、タイミングよくマッチしたということです。〇〇さんの農地が2筆有りますが、道路から少し入っているので、今回は奥の方からということで、前の農地を測量し分筆して進入路を確保しました。現況は平坦な畑で太陽光の設置に影響がありません。発電能力が良いということで今回の商談になりました。現地をご覧になっていると思いますが、今はもう耕作を止めておりますので、雑草が生い茂っております。設置にあたっては、整地・転圧を行い、周りにフェンスを設けます。時期としては、3月か4月に工事できればと思いますが、今日埋蔵文化財の申請を行い、2カ月の猶予をお願いしますとのことでした。周りは全て耕作していません。周辺農地所有者に対しては、去年の7月に測量を開始するにあたってお集まり頂き、その時に説明し承諾を得ています。特に反対はありませんでした。私も立会いしています。雨水は現在被害が出ているわけではなく、転圧すれば周りより地面が下がるので出ていかないと思います。汚水・雑排水はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

高崎委員 ○○○番○○の進入路はどの位の幅ですか。

申請代理人 2.5mです。現況は道路が無かったのですが、隣の方とは昔から一間道で、先程現地を見て頂いたと思いますが、ポールを立てて置いてあったのが真ん中です。そこから2.5m程中に入って、隣の方は3尺程残っているので3.4m使えます。

高崎委員 ○○○番○○も所有者が同じということですか。

申請代理人 はい。予定としてはありますが、今回は間に合いませんでした。候補者はおります。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。初めに、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告をお願いします。

局 長 農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。資料の24ページをお願いします。これは、期間満了前に賃貸借を解約したときは、農業委員会に通知しなければならないという規定に基づくものです。賃貸人は、馬橋在住者、賃借人も同じく、馬橋在住者です。届出地は、墨の農地4筆、地目は田、面積は合計で4,080㎡です。備考ですが、本賃貸借は、農用地利用集積計画によるもので、平成27年3月1日に告示し、平成37年2月28日までの賃貸借でしたが、個人から法人へ借り替えるため、賃借人から賃貸人に解約を申し入れたところ、合意解約に至

ったとのこと。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、農地法第5条の届出について、報告をお願いします。

局 長 農地法第5条の届出について、説明させていただきます。資料の26ページをお願いします。譲受人は、福島県南相馬市在住者、譲渡人は、中川在住者の共有です。届出地は、中川の農地2筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は合計で59㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は所有権の移転です。備考ですが、平成28年10月24日付け、酒農委第5号の5で受理証明を出させてさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次に、その他について、事務局から何かありましたらお願いします。

岩井主幹 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について説明。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 16日の金曜日はいかがでしょうか。

議 長 ただ今、16日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、16日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたの

で、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。